

# 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付要綱

(平成21年8月21日区長決定)

## (目的)

第1条 この要綱は、板橋区内農家等が行う農業振興及び農地保全事業に対し、その経費の一部を補助することにより、区内農業の持続及び区内産農産物への区民の需要に応えるとともに、限りある資源である都市農地の保全を図ることを目的とする。

## (補助の交付対象)

第2条 補助の交付対象は、区内農家等が行う農業振興及び農地保全事業のうち、次に挙げる事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部とし、総事業経費20万円以上のものを対象とする。

(1) 小規模農地生産力増強事業

農業の生産の用に供されるハウス施設の設置及び補修並びにハウス施設に付帯するボイラー等の設備の設置及び補修に要する経費

(2) 農業省力化事業

農作業及び農作業に付随する作業を効率化し、労働力を軽減するための、農機具等機械の導入に係る事業に要する経費

(3) 地産地消推進事業

庭先売り等に供される直売所施設の設置及び野菜無人販売機等の設置に係る事業に要する経費

(4) 農地整備事業

農業振興又は農地保全を目的とした、耕土改良工、土留め工、耕作道整備工、水道施設整備工（井戸を含む。）若しくは排水施設整備工事業

(5) 区民農園整備事業

板橋区民農園（板橋区民農園運営要綱（昭和46年2月20日区長決定）第2条第1項の規定により設置される農園をいう。以下同じ。）の整備に係る整地、土留め及び外柵設置並びに上下水道工事の事業に要する経費

2 補助金の交付申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、申請日現在、住民税及び軽自動車税を滞納している者を除く。

(1) 前項第1号から第4号に係る事業

ア 板橋区内に住所を有し、板橋区内に所有する農地が5アール以上で、本人又はその世帯員が耕作する者

イ 板橋区内に住所を有し、板橋区内に所有する農地が5アール未満で、要綱第1条の目的を達成するために特に必要と認める者

(2) 前項第5号に係る事業

板橋区内に土地を所有し、板橋区民農園の次年度の開園に向けて、区との協議が調った者

## (補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、別表1に定めるとおりとする。ただし、

補助金額の1,000円未満は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に事業計画(別記第2号様式)及び収支予算書(別記第3号様式)その他必要書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 次のいずれかに該当する場合は、当該領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書(いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)を添付するものとする。

- (1) 交付申請書(第1号様式)において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合
- (2) 区外に居住している場合
- (3) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

(交付決定)

第5条 区長は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めた場合は補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により、適当でないと認めた場合は補助金不交付決定通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、審査にあたっては、板橋区農業委員会(以下「委員会」という。)に諮問し、その答申を受けるものとする。

3 前項の場合において、区長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(別記第6号様式)に実施事業概要、収支決算書(別記第7号様式)その他必要書類を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定と交付)

第7条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を調査し適当と認めた場合は交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(別記第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付は、前項の規定により補助金の額が確定した後、補助事業者から補助金交付請求書兼口座振替依頼書(別記第9号様式)による請求を受けて支払う。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 区長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の全部又は一部の決定を取り消したときは、速やかにその内容を補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者の当該取消しに係わる部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、補助金返還請求書（別記第11号様式）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(指導)

第9条 区及び委員会は、補助事業者の生産活動等について、必要があると認めたときは関係農業団体と協力し、指導援助にあたるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるところによるほか、産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年8月21日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

事業名	補助率及び補助金額上限
小規模農地生産力増強事業	補助率：総事業経費の 3 分の 1 補助金額上限：50 万円 ※パイプハウス新規設置については上限 100 万円
農業省力化事業	補助率：総事業経費の 3 分の 1 補助金額上限：50 万円 ※農機具等 1 件あたり 20 万円以上のものを対象とする
地産地消推進事業	補助率：総事業経費の 3 分の 1 補助金額上限：50 万円
農地整備事業	補助率：総事業経費の 3 分の 1 補助金額上限：50 万円
区民農園整備事業	補助率：総事業経費の 3 分の 1 補助金額上限：100 万円

(宛先) 板橋区長

住 所  
氏 名

## 補助金交付申請書

板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

### 記

1 申請金額 円

2 事業の内容 ( )

3 添付書類

(1) 事業計画、収支予算書

(2) その他 ( )

4 区税納付状況調査に関する同意

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

「4 区税納付状況調査に関する同意」に同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の  に  を記入してください。

同意しない  区外に居住している  転入前の自治体において課税されている

#### 【追加添付書類】

住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書

※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）



第 3 号様式

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	年度予算額	摘 要
計		

2 支出の部

区 分	年度予算額	摘 要
計		

第 4 号様式

板赤支第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請については、下記のとおり交付決定したので通知します。

### 記

- 1 交 付 金 額 円
- 2 事 業 の 内 容 提出申請書記載のとおり
- 3 補 助 条 件



第 5 号様式

板赤支第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請については、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

1 申請金額 円

2 不交付の理由

第 6 号様式

年 月 日

(宛先)

板 橋 区 長

住 所

氏 名

## 事 業 実 績 報 告 書

板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金の交付決定を受けて実施しました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 実施事業概要

2 添付書類

(1) 収支決算書

(2) その他 ( )

第 7 号様式

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	年度予算額	年度決算額	摘 要
計			

2 支出の部

区 分	年度予算額	年度決算額	摘 要
計			

第 8 号様式

板赤支第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 補助金額確定通知書

年 月 日付 板赤支第 号で交付決定した板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金については、年 月 日付提出の事業実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められました。よって、その額を金 円に確定し、通知します。

第 9 号様式

## 補助金交付請求書兼口座振替依頼書

請求金額

ただし、板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金として、上記の金額を請求  
します。

なお、標記金額は下記口座にお振込みください。

年 月 日

(宛先)

板橋区長

住 所  
氏 名

### 【振込先】

金融機関	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	
住 所	

第10号様式

板赤支第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 板赤支第 号で交付決定した板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金については、板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

### 記

- 1 交付決定金額 円
- 2 交付決定取消理由

第11号様式

板赤支第 号

年 月 日

様

板橋区長

## 補助金返還請求書

年 月 日付 板赤支第 号で交付決定を取り消した板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金について、既に交付した補助金を下記のとおり返還するよう命じます。

記

1 返還請求額 円

2 返還期限 年 月 日まで